

別紙

令和6年度第1回新発田市子ども・子育て会議 意見一覧表

意見等		回答
意見1	条例の仮称は、こども条例、子ども条例のどちらですか。	こども条例になります。
意見2	資料2 しつもん8の5「～しないこと」と 資料3 しつもん9の5「～しないこと」の 二つはほかのアンケートでは「～されないこと」になっています。 小学校低学年に伝わるように表現を変えているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
意見3	資料2 1年生へのアンケートの説明文内、「わからないしつもんは、こたえなくても だいじょうぶです。」ではなく、「こたえなくてもいいです。」の方が、表現が曖昧でないように思います。	学校の先生にご意見を伺い、表現を決定しましたので、修正はいたしません。
意見4	各アンケートの回答項目で、「おかあさんやおとうさ」「おばあさんやおじいさん」「母親や父親」「祖父母」のように、一緒の選択肢にしていますが、「おかあさん」「おとうさん」のように分けた方が良いと思います。	ご意見のとおり修正いたしました。
意見5	高校は、新発田市民でない方もいると思いますが、どのように依頼しますか。	高校を通じてアンケート調査を依頼するチラシを配布します。 在学する高校生も対象とすることにしております。 市外の高校に通学されている方への周知方法については、広報しばた（6月15日号）や新発田市公式LINE、ホームページ、エフエムしばたなどで行います。
意見6	15歳以上18歳未満の無所属及び社会人へのアンケートは実施しないのですか。	高校生向けのアンケート調査となっておりますが、社会人の方もいると思いますので、令和6年4月1日付けの年齢を回答していただくように設問を設定しております。 周知方法については、広報しばた（6月15日号）や新発田市公式LINE、ホームページ、エフエムしばたなどで行います。